

OWS 競技ウエットスーツ着用に関する規則（暫定規則）

本年開催される岩手国体OWS 競技において、競技場となる釜石市根浜海岸が低水温（会期平均水温19.5度）であること、出場選手の多くがOWS 実戦経験に乏しく低水温への耐性が十分でないことから、安全性を考慮しウエットスーツ着用に関する規則を以下のとおり定める。尚、F I N Aの詳細規則が決定された場合は、それに準ずることとする。

■ ウエットスーツ着用に関する暫定規則（平成28年7月1日施行）

1) 基準水温について（F I N A通達 2016年1月30日）

水温16度以上～18度未満はウエットスーツとキャップの着用を義務付ける

水温18度以上～20度未満はウエットスーツ着用を認める

水温20度以上はウエットスーツ着用を認めない

2) ウエットスーツの種類、素材、形状

- ・身体にあったサイズであること。
- ・手首、足首より先を覆わないもの。
- ・厚さは5mm以内。5mm以内であれば部位によつての厚さの違いは問わない。
- ・下半身のみを覆う形状ではないもの。
- ・表面に推進力また、浮力を向上させるような加工がほどこされていないもの。
- ・内部に浮力を向上させるものが入っていないもの。
- ・ロゴマーク等については、原則として本連盟の「商業ロゴマーク等の取り扱い規定」に準ずる。
※ 本年度いわて国体に限り、レンタル用ウエットスーツの既成ロゴは例外とする。